

農業委員会報 48号

編集と発行 令和5年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内)
電話(029)240-7117(直通)



高橋 英樹さん (鳥羽田)

地域の担い手紹介

鳥羽田地区の高橋英樹さんは、米と馬鈴薯の栽培を中心に行っている専業農家です。高橋さんが就農されたのはおよそ20年前。現在の耕作面積は、田が9町歩、畑が15町歩ほどで、高橋さん夫婦と両親の4人で耕作を行っています。

3月頃から馬鈴薯の作付が始まり、4月には水稲の準備も始まるため、春から夏の馬鈴薯の収穫時期にかけては忙しくなり、近所の方にお手伝いいただくこともあるそうです。そんな方にお手伝いでも馬鈴薯の防除は特に大事にしており、「前年より収穫量が増えるなど、結果が出たときは嬉しい」と話してくれました。

今後の高橋さんの活躍に期待です。

主な内容

- 地域の担い手紹介……………表紙
- 会長あいさつ……………2頁
- 利用状況調査・意向調査
トラクター等を使用する皆様へ……………3頁
- 新任委員紹介、家族経営協定他……………4頁
- 農地の権利移動
賃借料情報・標準農作業料金表……………5頁
- 活動報告……………6頁

会長あいさつ



茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様には、日頃より当委員会の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年4月に新たな体制となり、まもなく1年が経とうとしております。町農業委員会では農地利用の最適化の推進を図るべく、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進のほか、町や県に対する意見書の提出などの活動を積極的に行つてまいりました。

さて、現在もコロナ禍による経済活動への影響が続く中、ロシアのウクライナ侵攻により、農業には欠かせ

ない燃料や肥料、飼料などの価格が高騰するなど、我々の農業にも大きな影響を及ぼしております。

農業を取り巻く課題は山積しておりますが、国では、地域で目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めるとしております。

町では、この地域計画の策定に向け取り組んでいくこととなりますが、農業委員会においても、皆様から農地の利用意向についてお聞きするなど、計画策定に向けた新たな活動を行つてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

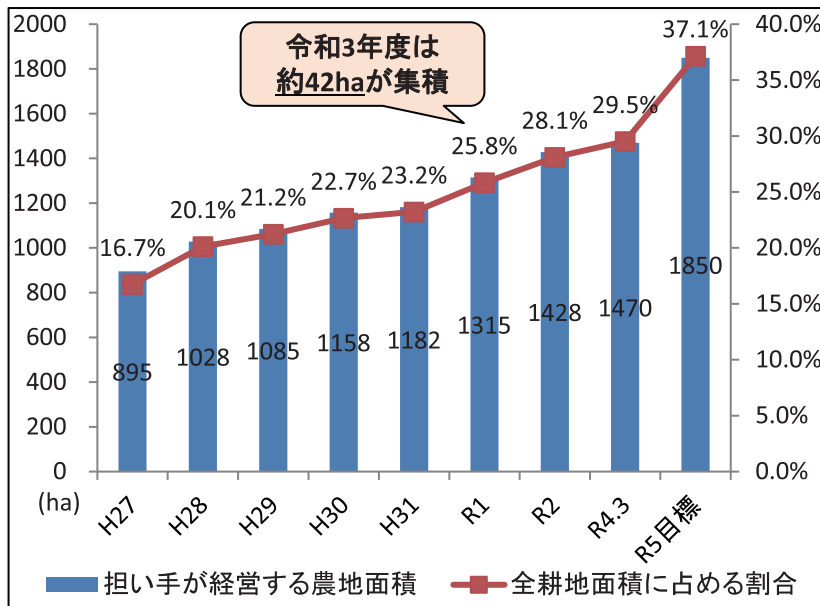
最後になりますが、私たち農業委員と農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、農家の皆様をはじめ、農業団体や関係機関等と連携し、茨城町の農業のさらなる発展に尽力してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の1つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の状況は、令和4年3月時点で1,470ヘクタール、集積率29.5%となっております。令和5年度末目標の1,850ヘクタールを目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

○農地関係

- ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関すること
- ・農業経営基盤促進法に基づく利用権促進事業に関すること
- ・遊休農地対策に関すること

○農地等の利用の最適化の推進関係

- ・農地の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

○農政関係

- ・農政に関する意見の提出
- ・農業者との意見交換会の実施

○その他の法令に基づく業務

- ・家族経営協定に関すること
- ・農業者年金に関すること
- ・農業者のための調査研究に関すること（標準農作業料金等）
- ・農業者に対する啓発宣伝に関すること（会報の発行等）



農業をとりまく様々な情報や、農業経営に役立つ新しい知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額700円
- ◎申込先 農業委員会事務局

お知らせ

利用状況調査について

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、農地法第30条に基づき、年1回、利用状況を調査します。

調査期間／毎年7月から8月まで

対象／町内にあるすべての農地

※調査時に農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。



利用意向調査について

利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向の把握のため、12月から2月頃に利用意向調査を実施しています。

荒れてしまった農地は、病虫害の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となる恐れもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いします。

利用意向調査の対象者が変更になりました

農地法施行規則の一部改正により、令和3年度から前年の調査の回答の有無にかかわらず、全ての遊休農地の所有者が意向調査の対象となります。調査が届いた際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業の際に、トラクターや、コンバインを使用する際は、以下の点にお気を付けください。

道路を走行するときは、土や泥をよく落としましょう

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出るときは、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまった場合は、落とした泥の清掃にご協力をお願いします。



トラクターでの作業時の事故防止について

トラクターでの公道走行時や農作業時における事故防止のため、安全フレーム付（追加装備や買替）のトラクターを使用し、作業中はヘルメット・シートベルトを着用して、周囲の安全確認を徹底し、安全運転をお願いします。

新しく委員が任命されました

令和4年12月に議会の同意を得て、町長が新たに1名の農業委員を任命いたしました。また、令和4年8月及び12月に、それぞれ1名の農地利用最適化推進委員を委嘱いたしました。

【農業委員】



林 正明

担当地区：木部東部、木部西部、木部南部、飯沼、上飯沼、上飯沼南部、下飯沼

任期：令和4年12月15日～令和7年3月31日

【農地利用最適化推進委員】



佐山 久治

担当地区：秋葉、南島田、神谷、鳥羽田、生井沢、下雨ヶ谷

任期：令和4年8月1日～令和7年3月31日



清水 昭男

担当地区：柘原、宮前、遠西、長洲、台、前谷、後谷、若宮

任期：令和4年12月1日～令和7年3月31日

家族経営協定を結んでみませんか？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について、家族で話し合いながら取り決めるものです。家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行います。

協定を結ぶ目的は、「家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長していくため」「家族一人ひとりが尊重される家族関係をつくっていくため」「次の世代にスムーズに引き継いでいくため」です。

家族経営協定を結ぶことにより、認定農業者の共同申請制度が利用でき、後継者や配偶者も認定農業者になれることや、農業者年金においては、基本となる保険料(2万円)のうち、一定割合の国庫補助を受けられる、などのメリットもあります。

茨城町では、現在89組のご家族が協定を結んでいます。家族経営協定の取り決めの内容や様式に決まりはありません。家族に合わせた協定を結び、魅力ある農業経営を目指してみませんか。詳しくは、農業委員会事務局までご相談ください。

農地の相続について

平成21年12月15日から、相続等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定により、農業委員会へその旨を届け出る事が義務付けられています。届出の様式は、町ホームページに掲載及び農業委員会窓口にて備え付けております。

(権利を取得した土地が農地でない場合は提出は不要です。)

また、令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されますので、こちらも必ず手続きを行います。農地の相続登記が完了した場合は、農業委員会へ届け出てください。なお、相続登記の手続きは法務局へご相談ください。

農業者年金を受給されている方は現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

対象の方には、5月末に現況届の用紙が農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

【提出期間】6月1日～6月30日

家族経営協定書(例)

(目的) 第1条 この協定書は、甲____、乙____が相互に責任のある経営の参画を通じて、円滑な家族関係のもと、楽しくゆとりある農業経営を営み、健康で明るい家庭を築き、さらに発展することを目的とする。

(経営計画) 第2条 甲、乙は協議の上、今後の資金計画、作付け計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営計画を作成する。

(役割分担) 第3条 役割分担は次のとおりとするが、相互に協力し合う。 ...

農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときには、農業委員会の許可が必要です。農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地形状である土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法3条許可申請
自己所有農地を自らが転用して利用・・・農地法4条許可申請
権利の移転、設定を伴う転用・・・農地法5条許可申請

締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

※許可を受けた後は、法務局での手続きをお願いします
所有権移転を伴う許可 → 所有権移転登記
転用を伴う許可 → 転用事業完了後、地目変更登記

茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	締結（公告）された地域名	平均額（円） ／10a	最高額（円） ／10a	最低額（円） ／10a	データ数 （件）
田の部	長岡地区	14,100	15,600	10,000	10
	川根地区	13,900	15,600	10,400	10
	上野合地区	10,100	11,000	5,500	17
	沼前地区	13,500	20,000	5,200	28
	石崎地区	13,800	19,000	5,200	69
	茨城町全域	13,300	20,000	5,200	134
畑の部	長岡地区	10,600	15,000	5,000	18
	川根地区	8,300	10,900	5,000	40
	上野合地区	11,400	23,700	5,000	26
	沼前地区	9,900	10,000	9,300	27
	石崎地区	7,100	15,000	3,000	24
	茨城町全域	9,300	23,700	3,000	135

注意事項

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、**60kg当り10,400円**（令和4年度JA水戸の仮渡し概算金額）に換算しています。
- 平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、当事者間で協議してください。

茨城町標準農作業料金

	作業内容	単位	標準料金（円）	
田の部	育苗（中苗購入種子使用）	1箱	750	
	耕起	10a	6,000	
		2番耕起	10a	5,000
	あぜ塗り（片面）	1m	50	
	代かき	10a	8,500	
	機械田植え（苗代別）	10a	7,000	
	肥料散布（肥料代別）	10a	2,000	
	機械刈取（コンバイン）	10a	20,000	
	乾燥・調製（もみすり含む）	水分27%以下	60kg	2,200
		水分27%以上	60kg	2,400
もみすり	60kg	1,000		
畑の部	耕起	10a	6,000	
		10a	6,000	
	マルチ張り	1m	7	

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

- 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
- この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易度、社会情勢や経済状況など、上記の金額によるのが適当でない場合は、当事者間で協議してください。
- 農作業料金については、令和4年10月基準「茨城県最低賃金（時給）911円」を参考にしてください。

活動報告

都市農村交流



茨城町と東京都品川区の北品川一丁目町会の交流会が11月に開催されました。北品川町会の方々を迎え、駒場地区で甘藷栽培を行う「いも華族」のメンバーと農業委員会が参加し、サツマイモの収穫と焼き芋の試食を行いました。

茨城町と同町会の交流は平成19年から行っています。近年は、コロナ禍の影響で開催を見送っていましたが、今回北品川町会から26人が参加されました。

意見書を提出



農業委員会では、茨城町の農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国や県の事業のほか町独自の施策が継続して実施されるとともに、新たな取組みに必要な施策が新年度予算に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和4年12月19日に町へ、同日に町議会に対し、農業施策等に関する意見書を提出しました。

農地パトロールを実施

近年、違反転用や不法投棄の報告が増えていす。農業委員会では、そうした事案を早期に発見し、原状回復を進めるため、農地パトロールを行っています。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、農地転用許可後に申請の計画どおりに転用していなかった場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、罰則が適用される場合もありますので、ご注意ください。(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

編集後記

年々、農家の高齢化や担い手の減少などの課題が多くなり、今後ますます「農地利用最適化活動」が重要になると感じています。新たな委員体制となり、より一層力を入れて農業委員会活動に取り組んでまいります。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

また、今回、取材を受けてくださった高橋英樹さん、本当にありがとうございました。

広報委員長 雨谷 俊祐